

# 放火防止対策

放火火災防止のため、危険箇所の確認をしましょう！



～地域ぐるみで放火防止対策に取り組みましょう！～

## 不要になった消火器はリサイクル処理へ

日本消火器工業会では、廃棄消火器の事故防止と不法投棄をなくすために、効率的な廃棄消火器の回収とリサイクルを今年の1月1日から開始しました。



- 平成22年1月1日以降に製造販売されている消火器には、リサイクルシールが貼付されリサイクル料金が含まれて販売されています。
- 平成22年1月1日以前に製造された古い消火器を廃棄するには、特定窓口等<sup>\*</sup>でリサイクルシールを貼付し、廃棄されることとなりますので、特定窓口等にリサイクル料等を支払うこととなります。

<sup>\*</sup>特定窓口等とは？

主に消防設備等を販売・点検する業者等ですが、前もって電話等でリサイクル処理について確認し引き渡しましょう。

**注意**

サビ・キズ・変形がある消火器や老朽化した消火器は、破裂事故防止のために絶対使用したり操作せず、特定窓口等に引き渡しましょう。

◇消防署では、古い消火器の引き取りは行っておりません。

ワンポイント  
アドバイス



特定窓口等のマーク